

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理番号	集 R4 松 6	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							別紙のとおり			別紙のとおり		
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
1	松山市梅木町乙373	87	65	0	山林	2,668	スギ	40	公告の日から	2033.3.31	○経営管理実施権の設定は行わない。  ・乙は、存続期間中に 保育間伐を1回実施す る。  ・伐採の対象となる樹 種はスギまたはヒノキ とする。ただし、前述 した樹種を伐採する際 にその他の立木が支障 となる場合は、対象森 林の公益的機能を損な わない範囲において伐 採することができるも のとする。	○経営管理実施権の設定は行わない。  ・木材の販売収益が発 生する森林整備は実施 しないため、乙から甲 への金銭の支払いは発 生しない。  ※留意事項 乙が経営管理を行う ために要した経費及び 森林保険を付保する場 合における保険料は、 乙が負担するものとす る。	○経営管理実施権 の設定は行わな い。  ○乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。	経営管理権 設定区域は別添 図面のとおり
		87	66	0	山林		スギ	40						
2	松山市梅木町乙409-1	87	85	0	山林	1,141	スギ	30	同上	同上				
3	松山市梅木町乙410	87	86	0	山林	1,279	スギ	40	同上	同上				
4	松山市梅木町乙215-1	94	97	0	山林	5,372	スギ	60	同上	同上				
5	松山市梅木町乙227	94	126	0	山林	4,005	スギ	65	同上	同上				
6	松山市梅木町乙230	94	129	1	山林	4,120	モウ ソウ チク	0	同上	同上	・乙は、当該森林の管 理のため、森林の巡視 を行うものとする。ま た、気象災害等の恐れ がある場合は、その都 度巡視を行うものとし る。なお、当該巡視 は、林道等からの目視 等によって判断できる 限りで行う。			
		94	129	2			スギ	57						
7	松山市梅木町乙249-1	94	143	1	山林	4,654	スギ	73	同上	同上				
		94	143	2			スギ	48						
		94	143	3			ヒノキ	63						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢						
8	松山市梅木町乙252	94	146	0	山林	315	スギ	63	公告の日から	2033.3.31	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p>・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。</p> <p>・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にその他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわない範囲において伐採することができる。</p> <p>・乙は、当該森林の管理のため、森林の巡視を行うものとする。また、気象災害等の恐れがある場合は、その都度巡視を行うものとする。なお、当該巡視は、林道等からの目視等によって判断できる限りで行う。</p>	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p>・木材の販売収益が発生する森林整備は実施しないため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。</p> <p>※留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費及び森林保険を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとする。</p>	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p>○乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり</p>
9	松山市梅木町乙280	94	167	0	山林	2,895	スギ	57	同上	同上				
10	松山市梅木町乙290	94	178	1	山林	4,513	スギ	56	同上	同上				
		94	178	2			スギ	72						
		94	178	3			マツ	107						
		94	178	4			スギ	53						
		94	178	5			スギ	62						
11	松山市梅木町乙292	94	179	0	山林	1,474	スギ	58	同上	同上				
12	松山市梅木町乙301	94	185	0	山林	1,243	スギ	55	同上	同上				
13	松山市梅木町乙317	94	199	0	山林	1,950	スギ	51	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢						
14	松山市梅木町乙134-1	95	45	0	山林	2,586	スギ	62	公告の日から	2033.3.31	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p>・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。</p> <p>・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にその他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわない範囲において伐採することができるものとする。</p> <p>・乙は、当該森林の管理のため、森林の巡視を行うものとする。また、気象災害等の恐れがある場合は、その都度巡視を行うものとする。なお、当該巡視は、林道等からの目視等によって判断できる限りで行う。</p>	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p>・木材の販売収益が発生する森林整備は実施しないため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。</p> <p>※留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費及び森林保険を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとする。</p>	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p>○乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり</p>
15	松山市梅木町乙181-1	95	103	0	山林	29,502	スギ	68	同上	同上				
16	松山市梅木町乙189-1	95	117	0	山林	993	スギ	55	同上	同上				
17	松山市梅木町乙189-2	95	118	0	山林	331	スギ	54	同上	同上				
18	松山市梅木町乙190-1	95	119	0	山林	1,439	スギ	54	同上	同上				
19	松山市梅木町乙190-2	95	120	0	山林	271	スギ	54	同上	同上				
20	松山市梅木町乙193	95	125	0	山林	5,454	スギ	63	同上	同上				
21	松山市梅木町乙197	95	128	0	山林	3,886	スギ	66	同上	同上				
22	松山市梅木町乙198	95	129	0	山林	282	スギ	66	同上	同上				
23	松山市梅木町乙209	95	141	0	山林	4,647	スギ	54	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況 樹種	現況 林齢						
24	松山市梅木町乙214-1	95	147	1	山林	2,235	スギ	57	公告の日から	2033.3.31	○経営管理実施権の設定は行わない。  ・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。  ・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にその他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわない範囲において伐採することができるものとする。	○経営管理実施権の設定は行わない。  ・木材の販売収益が発生する森林整備は実施しないため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。  ※留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費及び森林保険を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとする。	○経営管理実施権の設定は行わない。  ○乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり
		95	147	2			スギ	60						
25	松山市梅木町乙214-6	95	152	1	山林	27,643	その他広葉樹	63	同上	同上	・乙は、当該森林の管理のため、森林の巡視を行うものとする。また、気象災害等の恐れがある場合は、その都度巡視を行うものとする。なお、当該巡視は、林道等からの目視等によって判断できる限りで行う。			
		95	152	2			スギ	63						
26	松山市梅木町乙214-14	95	158	1	山林	9,898	スギ	50	同上	同上				
		95	158	2			スギ	50						
27	松山市梅木町乙214-15	95	159	0	山林	9	スギ	60	同上	同上				
28	松山市梅木町乙6	96	108	0	山林	3,161	スギ	50	同上	同上				
29	松山市梅木町乙11	96	113	0	山林	5,614	スギ	65	同上	同上				
30	松山市梅木町乙15-1	96	116	1	山林	7,842	スギ	59	同上	同上				
		96	116	2			その他広葉樹	58						



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松山市梅木町乙373	87	65	0	山林	2,668	スギ	40					
		87	66	0	山林		スギ	40					
2	松山市梅木町乙409-1	87	85	0	山林	1,141	スギ	30					
3	松山市梅木町乙410	87	86	0	山林	1,279	スギ	40					
4	松山市梅木町乙215-1	94	97	0	山林	5,372	スギ	60					
5	松山市梅木町乙227	94	126	0	山林	4,005	スギ	65					
6	松山市梅木町乙230	94	129	1	山林	4,120	モウソウチク	0					
		94	129	2			スギ	57					
7	松山市梅木町乙249-1	94	143	1	山林	4,654	スギ	73					
		94	143	2			スギ	48					
		94	143	3			ヒノキ	63					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
8	松山市梅木町乙252	94	146	0	山林	315	スギ	63					
9	松山市梅木町乙280	94	167	0	山林	2,895	スギ	57					
10	松山市梅木町乙290	94	178	1	山林	4,513	スギ	56					
		94	178	2			スギ	72					
		94	178	3			マツ	107					
		94	178	4			スギ	53					
		94	178	5			スギ	62					
11	松山市梅木町乙292	94	179	0	山林	1,474	スギ	58					
12	松山市梅木町乙301	94	185	0	山林	1,243	スギ	55					
13	松山市梅木町乙317	94	199	0	山林	1,950	スギ	51					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
14	松山市梅木町乙134-1	95	45	0	山林	2,586	スギ	62					
15	松山市梅木町乙181-1	95	103	0	山林	29,502	スギ	68					
16	松山市梅木町乙189-1	95	117	0	山林	993	スギ	55					
17	松山市梅木町乙189-2	95	118	0	山林	331	スギ	54					
18	松山市梅木町乙190-1	95	119	0	山林	1,439	スギ	54					
19	松山市梅木町乙190-2	95	120	0	山林	271	スギ	54					
20	松山市梅木町乙193	95	125	0	山林	5,454	スギ	63					
21	松山市梅木町乙197	95	128	0	山林	3,886	スギ	66					
22	松山市梅木町乙198	95	129	0	山林	282	スギ	66					
23	松山市梅木町乙209	95	141	0	山林	4,647	スギ	54					



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
24	松山市梅木町乙214-1	95	147	1	山林	2,235	スギ	57					
		95	147	2			スギ	60					
25	松山市梅木町乙214-6	95	152	1	山林	27,643	その他広葉樹	63					
		95	152	2			スギ	63					
26	松山市梅木町乙214-14	95	158	1	山林	9,898	スギ	50					
		95	158	2			スギ	50					
27	松山市梅木町乙214-15	95	159	0	山林	9	スギ	60					
28	松山市梅木町乙6	96	108	0	山林	3,161	スギ	50					
29	松山市梅木町乙11	96	113	0	山林	5,614	スギ	65					
30	松山市梅木町乙15-1	96	116	1	山林	7,842	スギ	59					
		96	116	2			その他広葉樹	58					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
31	松山市梅木町乙58-1	96	173	0	山林	2,974	スギ	53					
32	松山市梅木町乙58-2	96	174	0	山林	140	ヒノキ	54					
33	松山市梅木町乙88-2	96	210	0	山林	318	ヒノキ	63					
34	松山市梅木町乙105	100	13	0	山林	4,640	ヒノキ	20					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

松山市長 野志 克仁

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上)

別紙のとおり



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

### (2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

### (4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (7) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (8) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。  
この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

